

国鉄10,398円(4.82%)仲裁決定出る



動労千葉

85.6.1

No. 1953

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五（六）（公衆）〇四七二（二二）七二〇七

合理化だき合わせの低額裁定弾劾！

この怒りを、三里塚・国鉄決戦で中曽根を打倒せよ！

公共企業体等労働委員会は五月三〇日、一公社四現業に対する八五年度新賃金について、加重平均で定昇込み四・九一%（一〇五五〇円）の仲裁裁定を行った。
この裁定は、調停段階で調停委員長見解として提示された額と同一の、きわめて低額回答といわざるをえない。

「合理化受け入れ」とひきかえの「回答」を行った当局

八五新賃金をめぐる闘いは、政府・資本主導による「低額押え込み」路線、とりわけ国鉄労働者に対しては「赤字」を口実とした格差賃金強要という厳しい状況の中で迎えた。

動労千葉は、実力闘争で闘う以外に情勢を切り拓くことはできないとの立場を確認し、四月十六日以降、三六協定を破棄し、四月十七日に全組合員を対象とする非協力・減産行動を配置し、四月十六日、津田沼電車区構内に五〇〇名を結集して総決起集会をかちとってきた。

しかし、四月十六日の政府交渉において、政府側が「民賃動向を反映した有額回答を格差なしで行う」ことを約束したことにより、国労等が闘争を中止し、動労千葉はこの時点で闘争を継続してもこれ以上の前進ははかれないと判断した。

こうした中で四月十九日、国鉄当局は定昇込み二・八一%（六〇六四円）という、動労千葉の要求（平均二五六〇〇円）とは大きくかけはなれた「回答」を、しかも三〇五〇〇人に及ぶ大合理化推進等を前提に行った。

合理化受け入れと引きかえに「有額回答」を行うという暴挙に対し、当局姿勢を弾劾し、四月二二日、公労委へ調停申請を行った。

実質賃下げの低額回答

公労委は四月二六日、定昇込み四・九一%（一〇五五〇円）、国鉄四・八二%（一〇三九八円）の調停委員長見解を提示してきた。

この「回答」は、共済掛金の引き上げ、物価の上昇分を考慮すると、実質賃下げの低額回答であり、断固として拒否した。これにより五月七日の公労委総会は仲裁移行を決定し、五月三〇日、仲裁委員長は調停委員長見解と同額（別表）という不当な裁定を行った。

(参考)

一公社四現業のベース・アップ（組合員）

	60年4月 基準内賃金 (平均年齢)	ベース・アップ(1.80%+1,680円)		推計定昇額	合計	
		額	率		額	率
平均(加重)	21,488.0 (38.9歳) 円	5,548 円	2.58%	5,002 円	10,550 円	4.91%
国鉄	21,578.2 (37.8)	5,564	2.58	4,834	10,398	4.82
郵政	21,157.9 (39.3)	5,488	2.59	5,184	10,672	5.04
林野	24,134.8 (47.1)	6,024	2.50	4,755	10,779	4.47
印刷	21,306.5 (40.5)	5,515	2.59	5,177	10,692	5.02
造幣	22,112.0 (40.0)	5,660	2.56	5,241	10,901	4.93
(昨年のべ・ア) (1.39%+1,170円)						
平均(加重)	21,122.0 円	4,106 円	1.94%	4,892 円	8,998 円	4.26%

(注) 1 () 内の平均年齢は59年度における全職員についてのものである。

2 推計定昇額は現行ベースに理論定昇率を乗じて得たものである。

実力闘争で賃上げをかちとろう

八五新賃金をめぐる闘いは、労働運動指導部の屈服により、またしても低額回答を強制されるといふ厳しい状況にたち至った。

われわれは、国鉄・三里塚を基軸に中曽根を打倒しない限り、一切の展望は切り拓かれないことを確認したうえで、「財政難」を理由に、五年連続の「議決案件」なる「人質」として取引材料にされることを許さず、即時完全実施を求めて闘わなければならない。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！